

旧警戒区域内の高校に進学し、同高校の近所の寮で生活していたが、原発事故後に会津地域の実家へ避難し、会津地域の高校への転校を余儀なくされた高校生について、実家への避難・転校の時点で避難終了との東京電力の主張を排斥し、高校卒業時までの避難継続を認めて、避難慰謝料が賠償された事例。

(全 部) 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- | | | | |
|-----|------|--|------------|
| (1) | 損害項目 | 避難・帰宅費用 | 金2万7000円 |
| | 期 間 | 平成23年3月11日から平成23年8月31日 | |
| (2) | 損害項目 | 生命・身体的損害 | 金4万1485円 |
| | 期 間 | 平成23年3月11日から平成23年11月30日 | |
| (3) | 損害項目 | 避難慰謝料 | 金240万0000円 |
| | 期 間 | 平成23年3月11日から平成25年2月28日 | |
| (4) | 損害項目 | その他
(制服、運動着、シューズ、スパイクシューズ、自転車、トレーニングウェア、布団、毛布上下、枕、ドライヤー、ヘアアイロン、教科書、辞書、通学用カバン) | 金20万8494円 |
| | 期 間 | 平成23年3月11日から平成23年11月30日 | |

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金267万6979円の支払義務のあることを認める。

第3 既払金の清算

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対して、第1項記載の損害に対する未清算の仮払補償金として、金105万0000円を支払い済みであることを確認する。

この未清算の仮払補償金105万0000円について、第2項記載の和解金267万6979円と清算する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1項(3)記載の損害項目については、本和解に定める金額

を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付する。

平成25年12月13日

(仲介委員 國貞美和)